

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第四十三号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 県内に設置している全ての事業所（当該事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所を含む。）における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。第二十六条第一項において「省エネ法施行令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量という。）を合算したものが千五百キロリットル以上である事業者

第三条第一項中「該当した年度」の下に「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を加える。

第二十六条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。）」を「省エネ法施行令」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一号の規定は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第十二条第一項の規定により令和八年度以後の地球温暖化対策計画を作成する事業者について適用し、同項の規定により令和七年度以前の同計画を作成する事業者については、なお従前の例による。